

議第 3 5 号

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 雑則（第 5 6 条）</p> <p>付則</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 5 条 法第 8 8 条第 1 項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は，次のとおりとする。ただし，入所定員が 4 0 人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第 4 号の栄養</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 雑則（第 5 6 条・<u>第 5 7 条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 指定介護老人福祉施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては，法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 5 条 法第 8 8 条第 1 項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は，次のとおりとする。ただし，入所定員が 4 0 人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないとき</p>

士を置かないことができる。

(1) ～(3) 略

(4) 栄養士 1 以上

(5) ・(6) 略

2・3 略

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～9 略

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）

は、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1) ～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(5) ・(6) 略

2・3 略

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～9 略

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設を

である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 略

2～5 略

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

7 略

(施設サービス計画の作成)

第17条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

いう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 略

2～5 略

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

7 略

(施設サービス計画の作成)

第17条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得たものに限る。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

(運営規程)

第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

7～12 略

(栄養管理)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動

又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

(非常災害対策)

第32条 略

第32条 略

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

(衛生管理等)

第33条 略

第33条 略

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る

(2) 略

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(揭示)

第35条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第41条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 略

こと。

(2) 略

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(揭示)

第35条 略

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第41条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 略

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとと

(基本方針)
第45条 略
2 略

(設備)
第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設
の設備の基準は、次のとおりとする。
(1) ユニット 次に掲げる基準
ア 居室
(ア) 略
(イ) 居室は、いずれかのユニットに属
するものとし、当該ユニットの共同
生活室に近接して一体的に設ける
こと。ただし、1のユニットの入居
定員は、おおむね10人以下としな
なければならない。
(ウ) 1の居室の床面積等は、次のい
ずれかを満たすこと。

もに、その結果について、介護職員その
他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐
待の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該指定介護老人福祉施設において、
介護職員その他の従業者に対し、虐待の
防止のための研修を定期的実施するこ
と。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する
ための担当者を置くこと。
(基本方針)

第45条 略
2 略
3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入
所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、
必要な体制の整備を行うとともに、その従
業者に対し、研修を実施する等の措置を講
じなければならない。
4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指
定介護福祉施設サービスを提供するに当
たっては、法第118条の2第1項に規定
する介護保険等関連情報その他必要な情
報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め
なければならない。
(設備)

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設
の設備の基準は、次のとおりとする。
(1) ユニット 次に掲げる基準
ア 居室
(ア) 略
(イ) 居室は、いずれかのユニットに属
するものとし、当該ユニットの共同
生活室に近接して一体的に設ける
こと。ただし、1のユニットの入居
定員は、原則としておおむね10人
以下とし、15人を超えないものと
する。
(ウ) 1の居室の床面積等は、10.6
5平方メートル以上とすること。た
だし、(ア) ただし書の場合にあって

<p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u></p> <p>(エ) 略 イ～エ 略 (2)～(5) 略</p> <p>2 略 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第48条 略 2～7 略</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>9 略 (運営規程)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p><u>は、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(エ) 略 イ～エ 略 (2)～(5) 略</p> <p>2 略 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第48条 略 2～7 略</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>9 略 (運営規程)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u> (勤務体制の確保等)</p>
--	---

第53条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第43条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第55条において準用する第17条」と、第28条第5号及び第43条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、第43条第2項第4号中「第25条」とあ

第53条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第43条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第55条において準用する第17条」と、第28条第5号及び第43条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、第43条第2項第4号中「第25

るのは「第55条において準用する第25条」と、第28条第6号及び第43条第2項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、第28条第7号及び第43条第2項第6号中「第41条第3項」とあるのは「第55条において準用する第41条第3項」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

条」とあるのは「第55条において準用する第25条」と、第28条第6号及び第43条第2項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、第28条第7号及び第43条第2項第6号中「第41条第3項」とあるのは「第55条において準用する第41条第3項」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

(委任)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第4項、第41条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第29条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第46条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第6条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の呉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

新条例第22条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 この省令の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第41条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）、の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(提案理由)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。